

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第一号に規定する国税庁長官が定める措置を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 13 号）」の概要

- 1 令和 5 年度税制改正に伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第 5 条第 1 項第 1 号に規定する国税庁長官が定める措置として、次に掲げる電磁的記録の送信を受けることを追加する。
 - ・ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書
 - ・ 同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書

- 2 この告示は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。